

JTSU-E 八地申第9号

6月24日提出！

労使間の取り扱いに関する協約に基づく

組合掲示板設置を求める緊急申し入れ

JTSU-E 八地申第9号
2020年6月24日

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
支社長 下村 直樹殿

JR 東日本輸送サービス労働組合
八王子地方本部
執行委員長 仲澤 一貴



労使間の取扱いに関する協約に基づく掲示板設置を求める
緊急申し入れ

JR 東日本輸送サービス労働組合（JTSU-E）は2月10日申1号『労使対等・信義誠実の原則に基づき、JR 東日本輸送サービス労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ』を行い、5月15日に議事録確認及び労使間の取扱いに関する協約等、各種協約・協定に調印、締結を行いました。

現在、締結された労使間協約に基づき分会掲示板の設置を求めています。立川車掌区分会、東所沢電車区分会、三鷹車両センター分会、三鷹駅分会、甲府駅分会において未だに掲示板が設置されておりません。

私たちは設置箇所について様々な対案を示して話し合いを行っておりますが、現場長は会社が指定した箇所以外の設置は認めないという回答に終了しています。このような対案すら示さず、一切歩み寄らない姿勢は労働協約を遵守し、誠実に義務を履行するという協約に反する事から到底認められません。

私たちは労働協約63条に謳われている組合活動に必要な宣伝、報道、告知が行える箇所への設置を求めています。しかし、会社が一方的に指定する箇所では組合員の知る権利が著しく損なわれ、不利益な扱いを被ることからも、下記の通り申し入れますので会社の真摯な回答を要請します。

記

1. 不当労働行為を直ちにやめ、労使間の取扱いに関する協約に基づき掲示板の設置を行うこと。

以上

労使対等の原則に基づく、真摯な対応を求めます！